

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一807	承認日	2009.6.1	1/1
<b>採用規定 医師細則</b>					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

第1条 この規定は、就業規則第18条採用の項、及び、職員採用規定（内規）に基づいて、医師の採用に関する細則を定める。

第2条、この規定による医師とは、臨床研修医、中途採用（常勤、パート、嘱託）のすべての医師をいう。

第3条 城北病院における臨床研修医の採用は次のように行う。

- ① 臨床研修指定病院のマッチングとして取扱う。  
臨床研修のマッチングの募集に従い行なう。最終的には城北病院院長、石川民医連医師委員長等で面接を行い、採否を決定する
- ② 臨床研修医の募集追加を行う。  
定員に満たない場合は新卒採用の追加募集を行う。

第4条 医師の中途採用は次のように取扱う。

①常勤医師の採用

常勤医師に関しては、理事長、城北病院院長、石川民医連医師委員長等で面接を行い、石川民医連医師委員会で議論を行い、合意内容に基づいて常任理事会で採否を決定する。

②パート及び嘱託医師の採用

パート及び嘱託医師の採用に関しては、常任理事会で必要と認めたものに関して募集を承認し、応募医師に対しては、理事長、城北病院院長、石川民医連医師委員長等で面接を行い、常任理事会で採否を決定する。

注 原則として、院所単独での医師求人は行なわない。

また原則として営利を目的とした医師求人会社を使わない。

第5条 この規定の改廃は、常任理事会で行う。

第6条 この規定は、2009年6月より実施する。